

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に
係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場所: 三重県津市及び伊賀市
原動力の種類: 風力(陸上)
出力: 最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|---------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成30年 9月 6日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成30年 11月 16日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成30年 11月 21日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|--------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成31年 1月 28日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成31年 4月 16日 |
| 三重県知事意見受理 | 令和元年 6月 26日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 令和元年 7月 17日 |

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉

電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に
係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

方法書では、設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。

(三重県知事からの意見書の写しを添付)